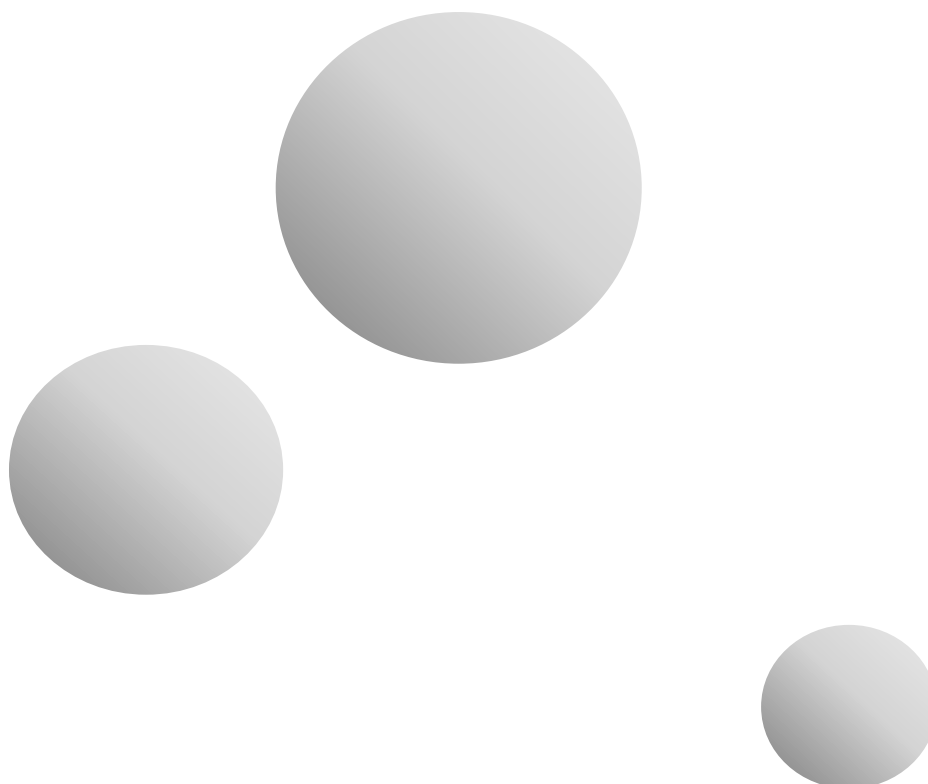


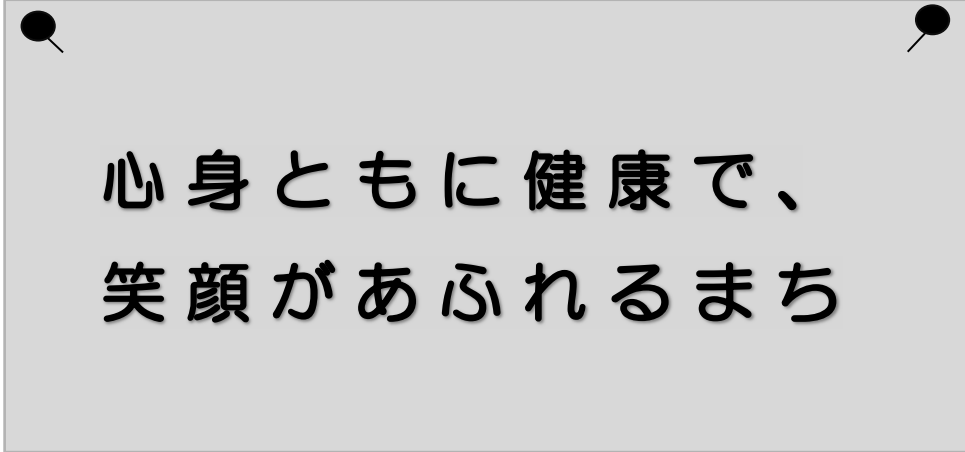
第3章

計画の考え方



1. 基本理念

下記の基本理念のもとに、本計画を推進します。



心身ともに健康で、
笑顔があふれるまち

市民すべてが、生涯を通じて心身ともに健康で、豊かな生活のできる社会が求められています。

そのためには、市民一人ひとりが「自らの健康は、自ら守る」という意識を持って健康づくりに取り組むことが基本です。

また、個人や家庭における主体的な健康づくりと合わせ、自主グループや市・自治会、行政等による個人の健康を支援する環境づくりが必要です。

本計画は、子どもから高齢者まで、病気や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が健やかに明るく生活することができるよう、「**心身ともに健康で、笑顔があふれるまち**」を基本理念として、施策を推進します。

2. 基本的視点

ヘルスプロモーション※1の推進

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるようにします。

健康寿命の延伸

市民一人ひとりの価値観や健康状態に応じた生きがいを持って、生涯にわたり生活の質を維持・向上できるよう、健康で自立して暮らすことのできる期間を延ばします。

健康格差の縮小

職業、経済力、家族構成、地域などの社会的な要因によって生じる健康状態の格差是正に努めます。

3. 基本方針

本計画では、前記1の基本理念のもとに、下記の3つの基本方針を設定し、健康づくりに取り組みます。

基本方針1 ライフステージに合わせた健康づくり

基本方針2 地域の支え合いによる健康づくり

基本方針3 健康を支える環境づくり

※1 ヘルスプロモーション

自らの健康を決定づける要因を、自らよりよくコントロールできるようにしていくことをいう。

基本方針1 ライフステージに合わせた健康づくり

健康づくりは生涯を通じて行うことが大変重要ですが、人生の各ステージごとにそれぞれ健康課題が異なります。

市民一人ひとりがそれぞれ自分の属するライフステージの健康課題を正しく理解し、準備や対処をしていくことが生涯を通じた健康づくりには重要です。

そこで、各ライフステージに合わせた健康づくりに取り組んでいきます。

基本方針2 地域の支え合いによる健康づくり

健康づくりは、一人の力だけで達成できるものではありません。市民が継続的に健康づくりに取り組むためには、保健医療機関や教育機関等の関係機関の連携をはじめ、地区等の活動により、地域全体で支援していく必要があります。

また、健康づくりへの支援は、行政だけの支えで達成できるものではないため、健康にかかわる各種団体・機関等が、それぞれの役割分担を明確化しながら、連携して健康づくりを推進していきます。

さらに、地域の様々な活動が、結果的に市民の健康づくりにつながることから、各分野の活動を促進するとともに、こうした活動団体との連携を図ります。

基本方針3 健康を支える環境づくり

市民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくりへの取り組みを支援するためには、健康に関する情報の提供や、利用しやすい施設の運営等の社会環境を整備することが重要です。

そこで、地域の健康情報を収集・整理し、健康づくり事業に活用するとともに、市民へ健康情報を提供するための体制を整備します。

また、地域の健康づくりの拠点である保健センター、公民館、体育施設、公園施設等を有効に活用していきます。

4. 基本目標

(1) 健康増進計画

～市民すべての健康づくり～

健康づくりには、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守り、つくる」という意識を持ち、健康的な生活を送ることができるよう主体的に行動していくことが重要です。

また、健康づくりは個人の力に加えて、家族・近隣の友人・知人や地域の人々の支援も大切です。みんなで協力して地域全体で取り組む活発な健康づくり活動を推進していきます。

さらに、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに、地域活動の活発化につなげていくには、健康づくりに取り組むきっかけが必要となります。

このため、市・地域・医療関係機関等様々な組織や関係者と連携して、市民が健康づくりに取り組める仕組み作りを展開していきます。

本市では、市民すべてが生涯にわたって心身ともに健康な生活ができるよう「市民すべての健康づくり」を基本目標として健康増進計画を推進します。

(2) 母子保健計画

～子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち～

市民が安心して子どもを産み育て、子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指します。

少子高齢化や就労女性の増加、情報化の進展、地域における人間関係の希薄化等、子どもとその家族を取り巻く社会環境は大きく変化していく中で、育児にかかる母親の不安や負担、ストレスが高まっています。

こうした状況の中で、妊娠・出産から子育てにおいて、切れ目なく子どもとその家族の心身の健康づくりを支援していくことが重要です。

本市では、「子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまち」を基本目標として、母子保健計画を推進します。

(3) がん対策推進計画（第2次）

～予防と早期発見による、がんの死亡率減少～

市民すべてが、予防・早期発見から、がんの進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、どこに住んでいても安心して納得できるがん医療や支援を受けられる社会が求められています。

「がんによる死亡率の減少」及び「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を加えて、がんの予防・発見から医療体制の充実まで総合的な取組みをすることが必要です。特に、がんによる死亡率の減少のためには、がんの予防や早期発見による医療への結び付けが重要です。

本市では、平成25年3月に「匝瑳市がん対策推進計画」（以下「がん対策推進計画（第1次という。）」）を策定し、がん対策を積極的に推進してきました。がん対策推進計画（第2次）においても、関連計画と連携を図りつつ、がん対策推進計画（第1次）の検証を行った上で「予防と早期発見による、がんの死亡率減少」を基本目標として、がん対策の一層の充実を図ります。

(4) 歯と口腔の健康づくり推進計画

～食事を楽しみ、心身ともに豊かに生活できるための歯と口腔の健康づくり～

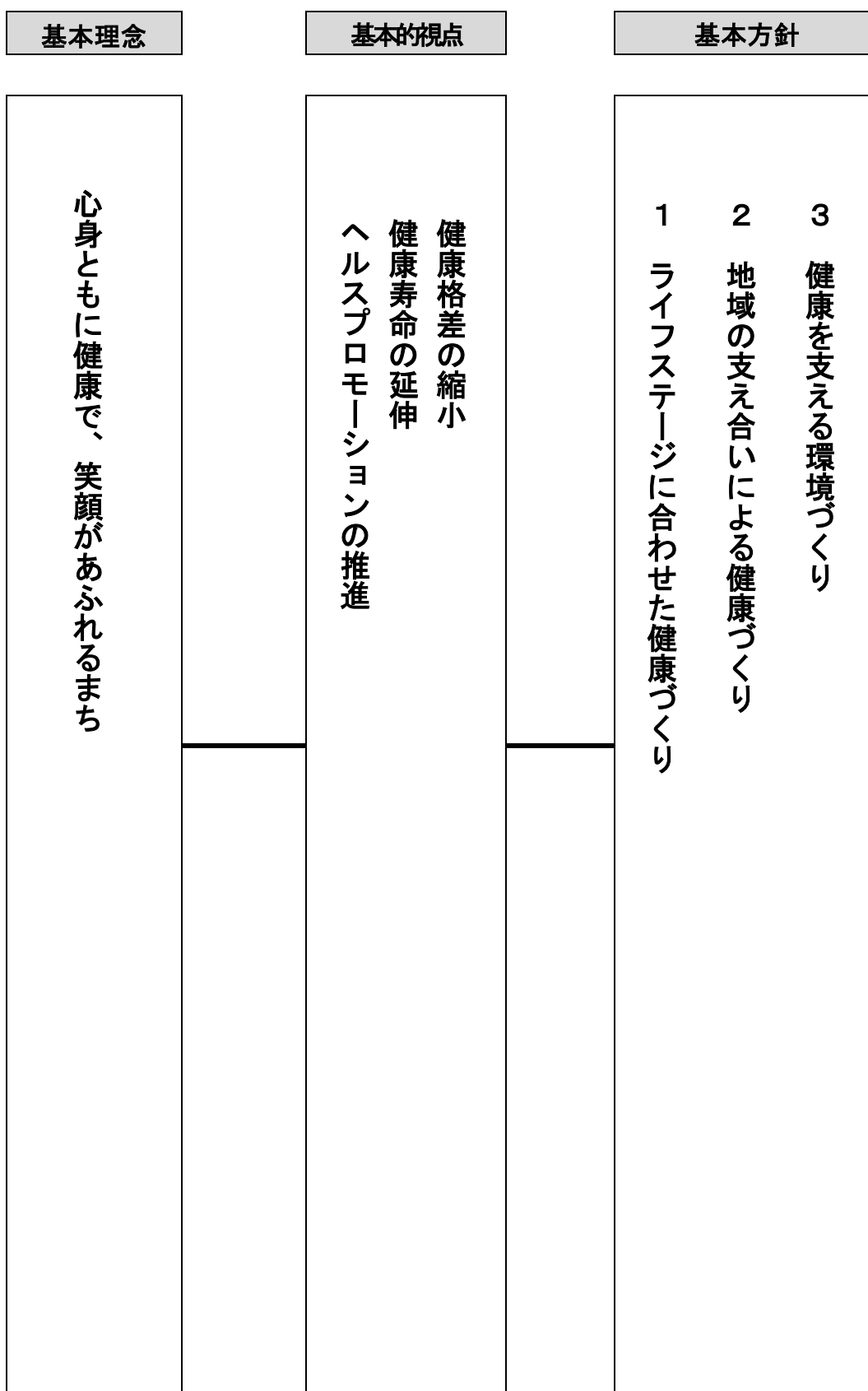
生涯を通じて健康で質の高い生活を営む上で、食事、会話に影響する歯と口腔の健康は重要な役割を果たしています。

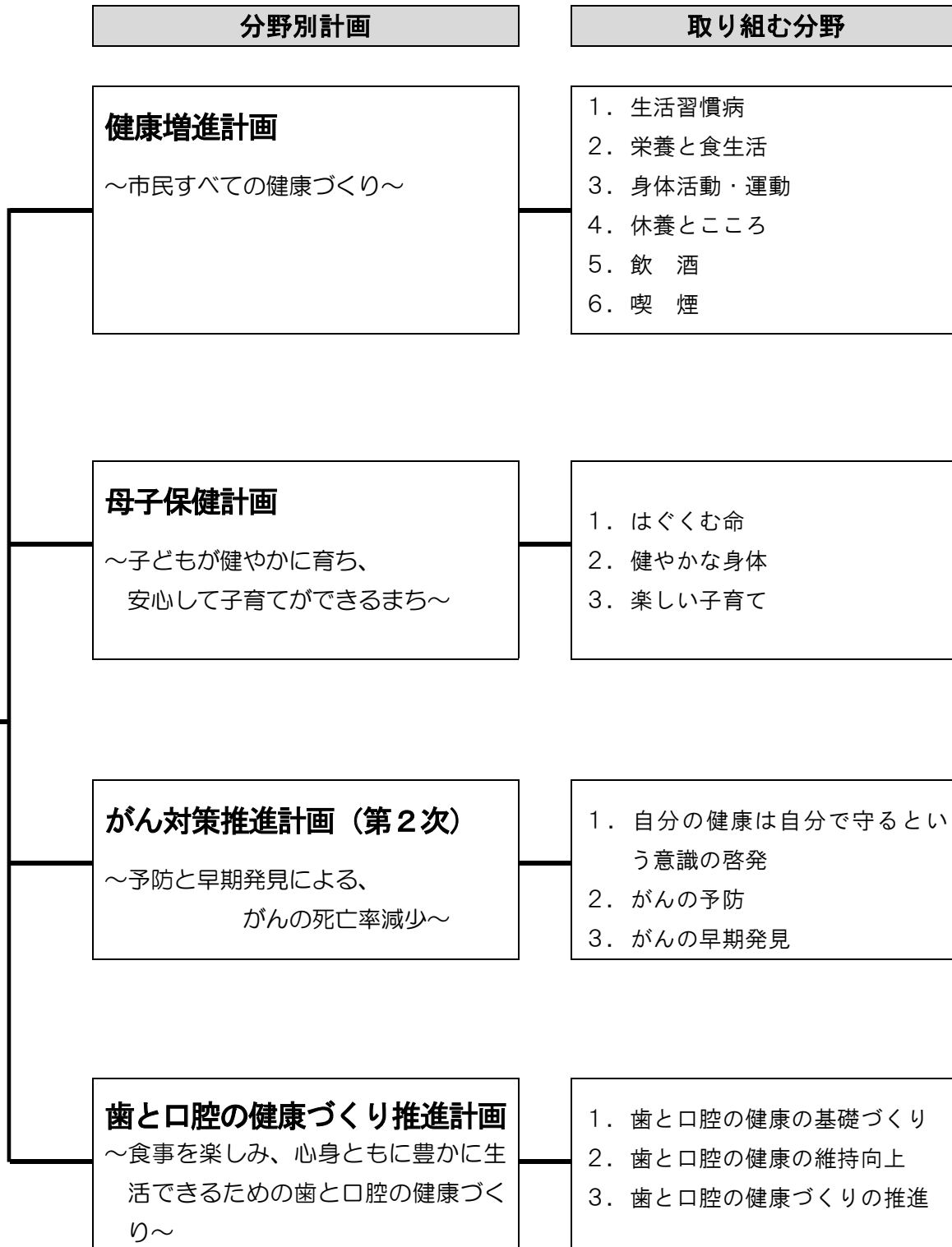
歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防へとつながる等、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

こうしたことから、正しい歯科口腔保健の普及啓発を行い、自分自身の歯と口腔の健康に関心を持ち、生涯において食事をおいしく食べ、いきいきとした生活が送れるように、市民すべてが歯と口腔の健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

本市では、「食事を楽しみ、心身ともに豊かに生活できるための歯と口腔の健康づくり」を基本目標として、歯と口腔の健康づくりを推進します。

5. 計画の体系図





6. 推進体制

(1) 推進計画

本計画は、「健康増進計画」、「母子保健計画」、「がん対策推進計画（第2次）」、「歯と口腔の健康づくり推進計画」の4つの計画から成っており、その施策の効率的な推進のためには、行政だけでなく、市民や地域、関係団体、関係機関が互いに協力し連携を図り、それぞれの役割と責任を果たしながら、協働して取り組む必要があります。

そのため、各種情報媒体を通じて、本計画の基本理念や方向性の周知啓発を行い、市民、地域、行政、関係機関が共通認識に立って、市民の健康づくりを推進していきます。

(2) 役割分担

① 市民・地域の役割

いつまでも住み慣れた地域で、心身ともに元気で生き生きと生活するためには、市民一人ひとりの健康的な生活習慣についての理解と実践が大切です。「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持って健康づくりに取り組むことが大切です。

また、市民一人ひとりの健康づくりを推進するためには、市民・家庭、地域にある自治会等の地域団体やNPO等の団体、学校等がお互いに支え合い、つながりを強めていくことが重要です。

② 行政の役割

本市は、本計画の推進管理を行うとともに、市の特性に応じた市民一人ひとりの健康づくりを支援していく役割があります。県や関係機関等と連携するとともに、保健、福祉、学校教育、市民自治、生涯学習、都市計画、スポーツ等の関係各課と協力・連携を図り、それぞれの部門と情報や目的を共有しながら、市民の健康づくりを推進していきます。

③ 関係機関の役割

市民の健康づくりを推進するためには、企業、市民団体やNPOをはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、教育機関等様々な関係機関が、市民一人ひとりの健康づくりを支援するために、主体的な取り組みを行うと同時に、健康づくりへの関心を高めるための普及活動や健康づくりに関する情報提供等、市民の健康づくりを支援していくことが必要です。

(3) 計画の進行管理・評価

本計画の進行管理については、関係課等による検討の場を設けるとともに、匝瑳市健康づくり推進協議会において事業の進捗状況、目標の達成度について検証し、計画を推進していきます。

また、計画の評価については、PDCAサイクルを活用し、市民の健康レベルの状況から、設定した目標の達成度を把握し、次に目指すべき方向性と目標の再設定を行い、次の計画づくりに生かしていきます。

